

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

農業構造動態調査は、農業構造を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造及び就業構造に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

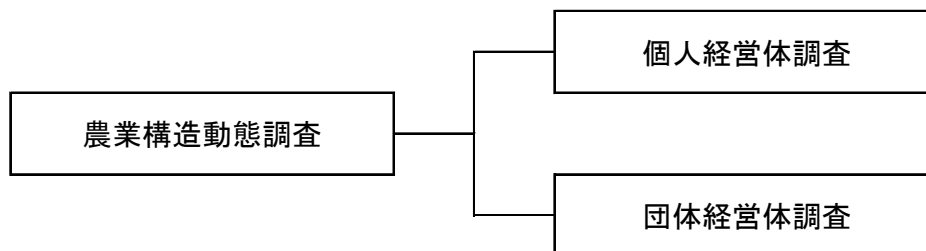
2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

4 調査体系



5 調査の対象

2020年農林業センサス（以下「農林業センサス」という。）により把握した農業経営体（個人経営体、団体経営体）及び農林業センサス以降に把握した新設団体経営体を対象とした。

6 抽出方法

(1) 個人経営体調査

個人経営体調査は、標本調査により行うこととし、農林業センサス結果に基づき作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行っている。

標本抽出は、母集団を主副業別（3区分）及び農業経営組織別（11区分）の計33の階層に区分し、第1次抽出単位を旧市区町村、第2次抽出単位を個人経営体とする層化2段階抽出法により行っている。標本経営体は、原則として4年間継続して調査する。

(2) 団体経営体調査

団体経営体調査は、標本調査により行うこととし、農林業センサス結果に基づき作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行っている。

標本抽出は、母集団を農産物の生産の有無（２区分）、経営形態分類（４区分）及び農産物販売金額（農作業受託料金収入を含む。以下同じ。）による階層（２区分）の計 16 の階層に区分し、層化系統抽出法により行っている。また、農産物販売金額が 5 億円以上の経営体については、標本調査の母集団から除外し、別階層として全数を調査対象としている。標本経営体は、原則として 4 年間継続して調査する。

なお、新設団体経営体については、前年調査時点までに情報収集により把握した新設団体経営体から団体経営体全体の抽出率を用いて無作為に抽出し、調査する。

7 調査の時期

(1) 調査期日

令和 6 年 2 月 1 日現在

(2) 調査実施期間

調査票の配布：令和 6 年 1 月下旬

調査票の回収：令和 6 年 2 月末

8 調査事項

(1) 個人経営体調査

ア 経営体の概要

イ 土地に関する事項

ウ 世帯員の構成及び就業状況

エ 農業労働力に関する事項

オ 農産物の販売に関する事項

カ 農作業の受託に関する事項

キ 農業経営の特徴に関する事項

(2) 団体経営体調査

ア 経営体の概要

イ 土地に関する事項

ウ 農業労働力に関する事項

エ 農産物の販売に関する事項

オ 農作業の受託に関する事項

カ 農業経営の特徴に関する事項

調査事項の細目は農業構造動態調査票（個人経営体）及び農業構造動態調査票（団体経営体）に記載するところによる。

9 調査方法

(1) 個人経営体調査

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、調査対象経営体が調査票に記入する自計調査の方法を基本とし、調査対象経営体の希望により統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用により実施した。

また、令和 5 年以降の調査は、一部地域において、郵送により調査票を配布する自計調査の

方法についても併用している。

調査票の回収は、統計調査員による回収、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は郵送の方法により実施した。

(2) 団体経営体調査

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、郵送又は政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより回収する自計調査の方法により実施した。

10 調査対象者数

各調査の調査対象者数、有効回答数は次のとおりである。

	調査対象者数	有効回答数	有効回答率 (%)
個人経営体	26,348	24,025	91.2%
団体経営体	11,744	8,523	72.6%

注1：有効回答数とは、無回答等を除く集計に用いた調査対象者の数である。

注2：調査対象者数には、令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町）の調査対象者数（個人経営体94経営体、団体経営体57経営体）は含まない。

11 集計・推計方法

集計は、全国農業地域別（一部集計項目は都道府県別）に行った。

(1) 農業経営体

農業経営体の値は、個人経営体の推定値と団体経営体の推定値を合計して求めた。

(2) 個人経営体

集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、次の推定式により算出した。

〈 推定式 〉

$$\hat{T}_x = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} T_y$$

$\hat{T}_x$ ：推定対象項目の総量に係る推定値

L ：階層の数（個人経営体：33）

n_i ：第 i 階層の標本の大きさ

N_i ：2020年農林業センサスによる母集団の第 i 階層の大きさ（抽出した旧市区町村以外を含めた全体）

x_{ij} ：第 i 階層第 j 番目の標本経営体の推定対象項目に係る調査結果値

y_{ij} ：第 i 階層第 j 番目の標本経営体の推定対象項目に係る2020年農林業センサス結果値

T_y ：当該推定対象項目の総量に係る2020年農林業センサス結果

(3) 団体経営体

集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、農産物販売金額等による最上位階層以外の全階層及び前年調査時点までの新設団体経営体に係る総量を次の推定式により算出し、最上位階層に係る調査値の合計を加え、さらに以下の式で計算される新設団体経営体に係る調整率を乗じて求めた。

〈 推定式 〉

$$\hat{T}_x = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} T_y + \frac{M}{\sum_{i=1}^L m_i} \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{m_i} x'_{ij}$$

$\hat{T}_x$: 推定対象項目の総量に係る推定値

L : 階層の数 (団体経営体 : 16)

n_i : 第 i 階層の標本の大きさ

N_i : 2020 年農林業センサスによる母集団の第 i 階層の大きさ

x_{ij} : 第 i 階層第 j 番目の標本経営体の推定対象項目に対する調査結果値

y_{ij} : 第 i 階層第 j 番目の標本経営体の推定対象項目に対するセンサス結果値

T_y : 当該推定対象項目の総量に係るセンサス結果

x'_{ij} : 前年調査時点までの新設団体経営体に係る第 i 階層第 j 番目の標本経営体の調査結果値

M : 前年調査時点までの新設団体経営体数

m_i : 前年調査時点までの新設団体経営体に係る第 i 階層の標本経営体数

〈 新設団体経営体に係る調整率 〉

$$\frac{\text{前年調査時点以降に新設された団体経営体数}}{\text{前年調査時点の団体経営体数の推定値}} + 1$$

式中の前年調査時点以降に新設された団体経営体数については、市区町村、農業委員会、農業協同組合等からの情報により把握した経営体数とした。なお、新設団体経営体については、その組織属性までは把握できていないため、新設団体経営体以外の団体経営体の推定値により配分した。

12 実績精度

個人経営体数及び団体経営体数についての実績精度（標準誤差率=標準誤差の推定値÷当該項目の推定値×100）は、個人経営体は 0.34%、団体経営体は 0.33%である。

13 統計の表章区分

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、(1)の全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから表章はしていない。

14 用語の解説

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

（１）経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業

（２）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業

ア 露地野菜作付面積 15a

イ 施設野菜栽培面積 350 m²

ウ 果樹栽培面積 10a

エ 露地花き栽培面積 10a

オ 施設花き栽培面積 250 m²

カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭

キ 肥育牛飼養頭数 1 頭

ク 豚飼養頭数 15 頭

ケ 採卵鶏飼養羽数 150 羽

コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

サ その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の総販売額 50 万円に相当する規模の事業

（３）農作業の受託の事業

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

主業経営体

農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業専従者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
基幹的農業従事者	個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう（主業経営体の世帯員であるか、主業経営体以外の世帯員であるかを問わない。）。
経営方針の決定参画者	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 (1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模 (2) 出荷先 (3) 資金調達 (4) 機械・施設などへの投資 (5) 農地借入 (6) 農作業受託（請負） (7) 雇用及びその管理
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
農産物の生産を行う団体経営体	団体経営体のうち、農産物の生産のみを行うか、農産物の生産及び農作業の受託を行う団体経営体をいう。
農作業の受託のみを行う団体経営体	団体経営体のうち、農作業の受託のみを行う団体経営体をいう。
地域の集落営農に参加している経営体	地域の集落営農組織の営農活動に自ら構成農家として参加している個人経営体をいう。 なお、集落営農組織に参加しているだけで従事していない場合も含む。
オペレーターとして従事	集落営農組織において機械や施設の操作、運転に従事している個人経営体をいう。

経営耕地

調査期日現在で農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の留意事項

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の留意事項

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分

だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。

- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

「水をたたえる」ということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培してい

	れば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
販売目的の水稻	販売を目的で作付けした水稻であり、自給用のみを作付けした場合は含めない。また、販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。
農作業の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。
水稻作業の受託	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾

	燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。 部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なる。
観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産し

	た農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。
農業生産関連の事業収入	農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。なお、消費者に直接販売した売上高は含まない。
青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいう。
正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。 (1) データを取得して活用 気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを

	効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。 (2) データを取得・記録して活用 「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。 (3) データを取得・分析して活用 「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
法人化している（法人経営体）	農業経営体のうち、法人化して事業を行う経営体をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 株式会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。 (2) 合名・合資会社 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。 (3) 合同会社 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。 (4) 相互会社 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社の

	みが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 農協 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。 (2) その他の各種団体 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体をいう。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。
経営主	農業経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
常雇い	あらかじめ、年間 7 か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。 年間 7 か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人を含める。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業以外の事業のために雇った人が一時的に農業経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

15 利用上の注意

(1) 調査について

農業構造動態調査は、農林業センサス実施年以外の年における農業構造の年次的動向を把握するために行う調査であるが、農林業センサスは全数調査であるのに対し、農業構造動態調査は標本調査であるため、表章されている値は全て推定値であることから、農林業センサス結果と農業構造動態調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

また、統計表の一部の表章項目においては、集計対象数が極めて少ないことから相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用にあたっては留意する必要がある。

なお、令和6年能登半島地震の影響により石川県の7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町）については、調査を実施していない。そのため、石川県の推定値は、上記を除く市町村の調査結果から算出したものである。

(2) 統計の表示について

ア 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0.0」：単位未満のもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「農業構造動態調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/#r>

(4) その他

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年農業構造動態調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

16 お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室農林漁業構造統計班

電 話：（代表） 0 3－3 5 0 2－8 1 1 1 （内戦 3 6 6 4）
（直通） 0 3－3 5 0 2－8 0 9 3

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>